

令和6年12月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案 6 件

条 例 案 1 6 件

単 行 案 1 0 件 (うち人事案2件)

承 認 1 件

報 告 3 件

以 上 3 6 件

1 2月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第111号 市長の給料月額の特例に関する条例

(人事課)

市長の給料月額の減額措置について、条例でこれを規定するもの

○令和7年1月分の給料月額を10/100減額

(令和7年1月1日から施行)

議案第112号 豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第113号 豊橋市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第114号 豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第115号 豊橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第116号 豊橋市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第117号 豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

1 給料表等の見直し（民間給与との較差に基づく給与改定）

人事院勧告を踏まえ、全ての給料表について、採用市場での競争力向上等の観点から若年層に重点を置いて全体を引き上げる。

区 分	平均年齢	現 行	改 定	増 減 額	改 定 率
本 市	39.5歳	360,766円	371,166円	10,400円	2.88%
国家公務員	42.1歳	405,378円	416,561円	11,183円	2.76%

※本市、国家公務員とも行政職給料表適用者（令和6年4月1日）

・勤続年数別給料月額を増減率（大卒採用・退職時主査のモデル例）

適用区分	5年	10年	20年	30年
行政職給料表	6.92%	3.72%	1.20%	1.07%

・退職時到達給料月額と比較（大卒採用・退職時主査のモデル例）

適用区分	現行	改定	増減額	増減率
行政職給料表	394,000円	398,200円	4,200円	1.06%

2 一般職及び会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げ
令和6年度の期末手当・勤勉手当の支給率

区分		現行	改定	増減
12月期	期末手当	1.225月(0.6875月)	1.275月(0.7125月)	0.050月(0.0250月)
	勤勉手当	1.025月(0.4875月)	1.075月(0.5125月)	0.050月(0.0250月)

※括弧は、再任用職員

3 特別職及び特定任期付職員の期末手当の支給率の引上げ
令和6年度の期末手当の支給率

区分	現行	改定	増減
12月期	1.700月	1.750月	0.050月

4 初任給調整手当の改定

医療職給料表（一）の適用を受ける職員で市長が定めるものに係る初任給調整手当の支給月額の限度額を改定する。

5 実施時期

令和6年4月1日

6 影響額（常勤職員のみ）

令和6年度の給与改定に伴う影響額

一般会計	特別会計	企業会計	合計
約5億1,600万円	約2,800万円	約4億2,800万円	約9億7,200万円

議案第118号 豊橋市市費負担教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(学校教育課)

豊橋市教育委員会の市費負担教員の給与の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○給料表の見直し

県費負担教員の給与との均衡を保つため、市費負担教員の給料表の見直しを行う。

(公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用)

議案第119号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

(契約検査課)

資材価格の高騰等による社会経済情勢の変化に鑑み、議会の議決に付すべき契約の予定価格を引き上げるため、現行条例の一部を改正するもの

○議会の議決に付すべき契約の額 (予定価格)

区 分	改正後	改正前
工事又は製造の請負	2億2,500万円以上	1億5,000万円以上

(令和7年4月1日から施行)

議案第120号 豊橋市手数料条例の一部を改正する条例

(建築指導課・財政課)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。令和4年6月17日公布）の施行に伴い、建築基準法等関係手数料について所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

- 1 建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務とする建築物が、原則として全ての建築物とされたことによる手数料の新設等（新設する手数料の額は、審査内容が同一であるものと同額）

手数料名	住宅	非住宅	用途が工場等である場合における減額	軽微な変更に関する証明書交付手数料
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	全て対象 計算方法を追加	全て対象	あり（なし）	あり（なし）
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	全て対象（なし）	全て対象 （床面積300㎡以上）	あり	あり
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	全て対象 計算方法を追加	全て対象	あり（なし）	あり（なし）
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	廃止（全て対象）	廃止（全て対象）	—	—

※括弧内は、改正前

- 2 木造建築物の建築確認における審査対象範囲の見直し

改正後	改正前
階数2階以上又は延べ面積200㎡超	階数3階以上又は延べ面積500㎡超

3 審査等に要する時間の実態及び審査等に要する時間の増加を踏まえた建築確認及び検査における手数料の見直し

手数料名	区分	金額〈円〉
建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	10,000 (6,000)
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	28,000 (19,000)
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	59,000 (41,000)
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300(500)平方メートル以内のもの	101,000 (68,000)
	床面積の合計が300(500)平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	141,000 (107,000)
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	207,000 (155,000)
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	313,000 (231,000)
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	466,000 (341,000)
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	836,000 (610,000)
建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	23,000 (17,000)
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	28,000 (22,000)
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	41,000 (36,000)
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300(500)平方メートル以内のもの	55,000 (51,000)
	床面積の合計が300(500)平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	67,000 (変更なし)
中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請又は特定工程工事終了通知をした建築物に関する工事完了通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	22,000 (16,000)
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	27,000 (21,000)
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	40,000 (35,000)
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300(500)平方メートル以内のもの	53,000 (50,000)
	床面積の合計が300(500)平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	66,000 (変更なし)

建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	20,000 (16,000)
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	25,000 (21,000)
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000 (33,000)
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300 (500) 平方メートル以内のもの	48,000 (47,000)
	床面積の合計が300 (500) 平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	62,000 (変更なし)

※単位は、全て1件。括弧内は、改正前。

(令和7年4月1日から施行)

議案第121号 豊橋市立学校授業料等条例の一部を改正する条例

(教育政策課)

入学志願者の経済的負担の軽減を図るため、現行条例の一部を改正するもの

- 愛知県立高等学校、名古屋市立高等学校及び豊橋市立豊橋高等学校相互間において志願校を変更する際の入学検定手数料を免除するもの

(公布の日から施行)

議案第122号 豊橋市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(「文化のまち」づくり課)

豊橋市民文化会館の改修に伴い、館内の室名を変更するため、現行条例の一部を改正するもの

- 室名の変更

改正後	改正前
第五会議室	第六会議室
第六会議室	第七会議室
多目的室	第五会議室

(令和7年8月1日から施行)

議案第123号 豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(ゼロカーボンシティ推進課)

太陽光発電設備の設置及び維持管理について必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備の適正な導入を促し、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全を図るため、新たに条例を制定するもの

1 条例の対象

出力が10キロワット以上の太陽光発電設備（建築物等に設置されるものを除く。）

2 事業者の責務等

- (1) 太陽光発電事業に起因する災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全のために必要な措置を講じるよう努める。
- (2) 太陽光発電事業について地域住民の理解を得るよう努める。
- (3) 上記のほか、事業者には太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理をさせるための手続等を義務付ける。

3 抑制区域

市長は、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全を図るため、特に配慮が必要と認められる区域を事業区域に含めないよう周知する。

4 実効性の確保

市長は、条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し、報告及び資料の徴収等、勧告、公表、命令及び過料の手段をとることができる。

(令和7年7月1日から施行)

議案第124号 豊橋市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(市民病院管理課)

看護師等の確保を図るため、修学資金の貸与額及び延滞金の率を変更するほか所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

○修学資金の貸与額及び延滞金の率

区 分	改正後	改正前
修学資金の貸与額	1月につき50,000円以内	1月につき当該看護師養成施設の授業料の年額を12で除した額(当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とし、当該額が40,000円を超えるときは40,000円とする。)
延滞金の率	年7.3パーセント (1月以降は、年14.6パーセント)	年14.5パーセント

(令和7年4月1日から施行)

議案第125号 豊橋市中小企業振興基本条例

(商工業振興課)

中小企業の振興について、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的に推進することにより、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するため、新たに条例を制定するもの

1 基本理念

中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力を基本とし、中小企業者が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識をもって行い、関係者が相互に連携及び協力して推進する。

2 責務、役割等

(1) 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に係る施策を総合的に行う。

(2) 中小企業者は、経営の改善及び向上並びに雇用機会の確保及び人材の育成に努める。

- (3) 中小企業支援機関及び中小企業団体は、中小企業者の経営の改善及び向上のための取組を行う。
- (4) 大企業者等は、中小企業者と連携及び協力するよう努める。
- (5) 金融機関、大学及び労働団体並びに市民は、中小企業の振興に協力するよう努める。

3 基本施策

- (1) 経営基盤の強化並びに経営革新及び生産性向上の促進を図ること。
- (2) 人材の確保、雇用の促進及び産業人材の育成を図ること。
- (3) その他中小企業の振興に関すること。

4 小規模企業者への配慮

市は、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

5 意見の聴取

市は、施策の実施に当たっては、必要に応じて中小企業支援機関等の意見を聴くものとする。

6 財政上の措置

市は、中小企業の振興に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(関係条例の整備)

- ・豊橋市中小企業近代化奨励条例の廃止
- ・豊橋市中小企業振興条例の廃止

(令和7年4月1日から施行)

議案第126号 豊橋市営住宅条例の一部を改正する条例

(住宅課)

市営西口母子住宅を廃止するため、現行条例の一部を改正するもの

○廃止する市営住宅

建設年度	住宅名	位置	廃止戸数
昭和30	西口母子	高師町字北原3	3K10戸

(令和7年1月1日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第127号

工事請負契約締結について

(契約検査課・住宅課)

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 西口住宅建設工事（第3期） |
| 2 | 工 事 内 容 | ・鉄筋コンクリート造7階建
104戸 延べ床面積 5,353.63㎡
1DK高齢者 41戸
2DK一般 50戸
2DK子育て世帯 6戸
2DK車椅子 1戸
3DK一般 6戸
・附帯工事 駐車場 110台（うち介護用4台）
自転車置場 5棟
・外構工事 敷地内舗装、児童遊園整備ほか |
| 3 | 決定年月日 | 令和6年10月11日 |
| 4 | 契約価格 | 1,793,000,000円 |
| | （予定価格 | 1,801,800,000円） |
| | 決定率 | 99.5% |
| 5 | 請 負 人 | 神野・一幸特定建設工事共同企業体 |
| 6 | 契約方法 | 随意契約 |

議案第128号

工事請負契約締結について

(契約検査課・住宅課)

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 西口住宅建設に伴う電気工事（第3期） |
| 2 | 工 事 内 容 | ・太陽光発電設備 一式
・幹線・動力設備 一式
・電灯・コンセント設備 一式
・弱電設備 一式
・自動火災報知設備 一式
・雷保護設備 一式 |
| 3 | 落札年月日 | 令和6年10月21日 |
| 4 | 契約価格 | 247,500,000円 |
| | （予定価格 | 254,870,000円） |
| | 落札率 | 97.1% |
| 5 | 請 負 人 | 三立・電光社特定建設工事共同企業体 |
| 6 | 契約方法 | 一般競争入札（総合評価落札方式）（応札1企業体） |

議案第129号

工事請負契約締結について

(契約検査課・住宅課)

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 西口住宅建設に伴う管工事（第3期） |
| 2 | 工 事 内 容 | ・屋内給排水設備 一式
・屋外給排水設備 一式
・受水槽設備 一式
・換気設備 一式
・ガス設備 一式 |
| 3 | 落札年月日 | 令和6年10月23日 |
| 4 | 契約価格 | 291,500,000円 |
| | （予定価格 | 296,560,000円） |
| | 落札率 | 98.3% |
| 5 | 請 負 人 | 平本・第一特定建設工事共同企業体 |
| 6 | 契約方法 | 一般競争入札（総合評価落札方式）（応札1企業体） |

- 1 工 事 名 豊小学校北校舎長寿命化改良工事
 2 工 事 内 容 ・鉄筋コンクリート造3階建

延べ床面積 3,354㎡(改修部分)

区 分	室 名
1階	会議室、校長室、職員室、保健室、相談室、資料室、放送室、録音室、印刷室、理科室、理科準備室、用務員室、更衣室(2)、倉庫(2)、職員便所、便所
2階	普通教室(4)、学習室(2)、図書室、おはなしのへや、えほんのへや、家庭科室、家庭科準備室、倉庫、便所(2)
3階	普通教室(2)、学習室、教科資料室、音楽室、コンピュータ室、特活室、国際教室、通級教室、多目的室、倉庫、便所(2)

・内部改修 一式

・外部改修 一式

- 3 落札年月日 令和6年10月1日
 4 契約価格 517,000,000円
 (予定価格 519,090,000円)
 落札率 99.6%
 5 請負人 (株)ニシ
 6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式) (応札1社)

議案第131号 指定管理者の指定について

(商工業振興課)

職業訓練センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの

施設名	指定管理者の名称	指定の期間
職業訓練センター	職業訓練法人豊橋共同職業訓練協会	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第132号 指定管理者の指定について

(住宅課)

市営住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの

施設名	指定管理者の名称	指定の期間
市営住宅	中部ガス不動産(株) ※	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

※令和6年12月1日付けで「サーラ不動産(株)」に名称変更予定

議案第133号 田原市と豊橋市との間の可燃ごみの処理に関する事務の受託に関する協議について

(施設建設室・資源化センター)

田原市の可燃ごみの処理に関する事務を本市が行うに当たり、新たに田原市と地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、協議により規約を定め、事務を受託するもの

(令和7年4月1日から施行)

議案第134号 田原市と豊橋市との間の生ごみの処理に関する事務の受託に関する協議について

(施設建設室・資源化センター)

田原市の生ごみの処理に関する事務を本市が行うに当たり、新たに田原市と地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、協議により規約を定め、事務を受託するもの

(令和7年4月1日から施行)

議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦について

(市民協働推進課)

人権擁護委員のうち2人が令和7年3月31日で任期満了となるため、後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるもの

参 考 定 数 22人
任 期 3年
任期満了となる委員

氏 名	年 齢	備 考
太 田 ほ み	75歳	現在4期目
鬼 塚 初 美	69歳	現在2期目

議案第136号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(行政課)

固定資産評価審査委員会委員島田祐子が令和7年3月28日で任期満了となるため、後任委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考 定 数 6人以内
任 期 3年

[報 告]

報告第31号 専決処分の報告について

(契約検査課・教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和6年11月11日
(2) 変更する議決 令和5年第114号議決
工事請負契約締結について(花田小学校南校舎長寿命化改良工事)

(3) 変更内容

契約価格	変更前	371,800,000円
	変更後	379,960,900円
	差引き	8,160,900円

- ・外壁クラック処理等の施工数量の変更等のため

- 2 (1) 専決年月日 令和6年11月11日
(2) 変更する議決 令和6年第5号議決
工事請負契約締結について(豊小学校南校舎長寿命化改良工事)

(3) 変更内容

契約価格	変更前	342,650,000円
	変更後	347,942,100円
	差引き	5,292,100円

- ・外壁クラック処理等の施工数量の変更等のため

報告第32号 専決処分の報告について

(納税課・子育て支援課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている児童扶養手当返還金の支払に係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

児童扶養手当返還金の支払

専決年月日	令和6年10月31日
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の児童扶養手当返還金を滞納しているため、当該返還金の支払を求め、豊橋簡易裁判所へ支払督促を申し立てたところ、相手方の督促異議の申立てにより、同簡易裁判所に訴えの提起があったとみなされたものである。
専決処分時の滞納状況	滞納件数 1件

報告第33号 専決処分の報告について

(学校教育課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 専決年月日 令和6年11月12日
- 2 損害賠償の額 13,000円
- 3 事故の概況 令和6年7月17日午前9時15分頃、豊橋市北岩田二丁目12番7地先の路上において、本市職員（教育部学校教育課）の運転する軽乗用自動車（軽自動車）が直進したところ、相手方所有の軽乗用自動車（軽自動車）が安全確認を怠って左方向の駐車場から後退してきたため、相手方車両と接触したものである。
(豊橋市過失割合 10%)